

## 静岡県選挙管理委員会告示第55号

平成29年4月16日執行の伊豆の国市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、本委員会は次のとおり裁決した。

平成29年9月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二  
裁 決 書

静岡県伊豆の国市長者原1241番地の70  
審査申立人 谷 壮 一  
静岡県伊豆の国市三福789番地の1  
参加人 後藤真一

上記審査申立人から平成29年7月6日付けで提起された平成29年4月16日執行の伊豆の国市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、本委員会は、次のとおり裁決する。

### 主 文

平成29年4月16日執行の伊豆の国市議会議員選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対して伊豆の国市選挙管理委員会が同年6月19日付けで行った棄却の決定は、これを取り消す。

上記選挙における当選人後藤真一の当選は、これを無効とする。

### 審査申立人及び当選人の各主張

#### 1 審査申立人の審査申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成29年4月16日執行の伊豆の国市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、伊豆の国市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたが、平成29年6月19日、市委員会は棄却の決定（以下「原決定」という。）をした。申立人は、原決定を不服として、本委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人後藤真一（以下「当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求める審査の申立てを行ったもので、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 当選人は、伊豆の国市三福789番地の1（以下「三福の借家」という。）若しくは伊豆市堀切1004番地の226（以下「伊豆市堀切宅」という。）に住んでいるが、客観的事実である電気、ガス及び水道の使用量は、当選人が三福の借家に住んでいないことを示している。しかし、原決定において市委員会は、これらの客観的事実を実質的に無視した。
- (2) 市委員会の決定書には、申立人が検証を申立てた伊豆市堀切宅の検証が当選人によって拒否された事実、申立人が当選人の自動車のGPSデータの提出要求を申立てたが市委員会が承認しなかった事実及び三福の借家が選挙事務所として使用されていた事実が記されていない。また、これらの検証や物件提出の結果によっては、当選人が伊豆市堀切宅に住んでいないことを証明できる機会になったのに、市委員会は、これらの事実を記載しなかった。
- (3) 申立人が検証を申立てた三福の借家の検証は、異議の申出から31日後に実施された。申立人は異議の申出後、速やかに検証がされ、その結果を知りたかった。また、市委員会は、検証において三福の借家に簡易ベッドや仏壇があることを知ったが、当選人に対して、それら物件の三福の借家への搬入日を調

査しなかった。

(4) 市委員会が原決定に当たり、自らの職責を逸脱し、政治的判断を採った可能性がある。

## 2 当選人の主張の要旨

当選人が主張するところを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 「生活の本拠」であるかどうかは、当事者がその場所に定住している事実と、その場所に定住する意思があるかどうかを総合的に判断して決すべきであり、単にそこで寝泊まりしているか、飲食しているかといった狭い事実で判断されてはならない。
- (2) 当選人は、選挙前3箇月間、政治活動その他の社会活動は、伊豆の国市三福区内で行っていた。
- (3) 住民登録は、昭和43年3月31日以来、伊豆の国市三福から異動していない。
- (4) 伊豆市堀切宅には、平成26年9月16日に伊豆の国市議会議長に一時転居届を提出し、その後平成27年9月14日に伊豆の国市三福に借家するまで転居していただだけである。
- (5) 特に強調したいことは、「特別な事由」があれば、伊豆の国市外で生活・居住することが認められるということである。ここでいう「特別な事由」とは、当選人の長女（以下「長女」という。）の病気療養支援を行う必要があるという事情と、伊豆の国市三福836番地の1（以下「三福の自宅」という。）の家屋老朽化による改築計画を有しているという事情である。この2つの特別な事由がある以上、伊豆市堀切宅に居住したとしても住所要件を満たすというべきである。
- (6) 三福の借家を本件選挙の選挙事務所とした事実はあるが、三福の借家は選挙事務所として借用したのではなく、同所で起臥し生活している。本件選挙の前には、同所に4割～5割の割合で寝泊まりしていた。
- (7) 三福の借家での生活は男一人の生活であり、電気、ガス及び水道をさほど利用しなくて済み、その使用量をもって生活の事実を否定すべきではない。
- (8) 当選人は、平成28年10月4日の伊豆の国市議会（以下「市議会」という。）で被選挙権を有する旨の決定を受けている。

## 争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第10第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると、法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙の期日まで引き続き3箇月以上、すなわち、少なくとも平成29年1月16日から平成29年4月16日までの間（以下「本件期間」という。）において、伊豆の国市内に住所を有する者であったか否かが争点である。

## 裁 決 の 理 由

本委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、市委員会に対しては弁明書及び関係書類の提出を求め、申立人からは弁明書に対する反論書の提出を受けた。また、本件審査の申立ての利害関係人である当選人を参加人として審理手続に参加することを求め、意見書及び関係書類の提出を受けた。さらに、申立人及び参加人に対しては、その申立てに基づき口頭意見陳述の機会を与えるとともに、職権による質問を行っ

たほか、各種提出書類の精査並びに三福の自宅及び三福の借家について検証を行い、慎重に審理した。その結果は、以下のとおりである。

## 1 公職選挙法における住所について

住所の意義については、民法（明治29年法律第89号）第22条が「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定しているところ、選挙権の要件としての住所に関しては、最高裁判所判例上、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされるとともに、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされている。

そして、一定の場所が住所に当たるか否かについては、最高裁判所判例が、「客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）と判示してその判断基準を示しているところである。

そこで、以下、このような観点から、本件争点について検討することとする。

## 2 本委員会が認定した事実

市委員会、当選人等から提出された証拠物件、申立人及び当選人の供述（本委員会の認定した事実に対する部分を除く。）並びに本委員会が行った検証の結果によれば、次の事実が認められる。

### (1) 当選人の三福の自宅での従前の生活状況

当選人は、昭和22年に建築された家屋である三福の自宅に昭和43年3月31日に転入し、その後、同所において、当選人の妻（以下「妻」という。）、長女及び当選人の両親と同居して生活するようになった。なお、当選人は、三福の自宅の敷地については、昭和52年4月4日に売買により取得し、家屋については、平成8年4月26日、当選人の名義で所有権保存登記を行った。

### (2) 当選人の伊豆市堀切宅の購入及び妻への贈与をめぐる事情

当選人は、平成8年4月26日、当選人の実母の病気療養のために、温泉付きの伊豆市堀切宅を購入し、当選人の名義で所有権移転登記を得た。その後、当選人が親族の債務につき保証をしていたところ、同親族が債務の返済不能となった関係で、当選人は、静岡県信用保証協会から求償金の請求を受けるに至ったため、平成14年4月2日、伊豆市堀切宅を妻に贈与したことにしてその所有名義を妻に移したことがあった。なお、当選人の求償金債務は、その後、当選人がその退職金で返済する約束で親族から借り入れた金員をもって弁済することで、静岡県信用保証協会に対する債務の清算は完了した。

### (3) 当選人の伊豆の国市における政治活動等

当選人は、平成17年に執行された伊豆の国市議会議員選挙に立候補し、初当選して以来、4期連続して伊豆の国市議会議員を務めている。

また、当選人は伊豆の国市議会議員として三福区育成会会長に就き、青少年育成活動など三福区の行

事等に参加・協力したほか、平成25年度には区議員を務めるなど、これまで、主として伊豆の国市三福区において政治・社会活動に従事している。この間、当選人は、伊豆の国市に住民税等を納付し、地域の負担金等を負担するなどしていた。

(4) 当選人の伊豆市堀切宅の利用状況

当選人の実母は、生前、伊豆市堀切宅で療養するようになっていたが、実母死亡後の平成17年には、妻が乳がんに罹患し、抗がん剤治療を経て、平成21年から死亡する平成22年までの間、伊豆市堀切宅に居住して療養に努めた。その間、当選人も、できるだけ妻と共に過ごそうと考え、三福の自宅と伊豆市堀切宅を行き来する生活となった。一方、当選人の長女も病気を発症して、平成23年から東京での勤務を休むようになり、この時点から、長女に対する当選人の病気療養支援が始まった。長女も、伊豆の国市三福での生活を避けて伊豆市堀切宅で暮らすようになった。その頃から、当選人は、運転免許を保有していない長女を東京都渋谷のクリニックに週3回通院させるために、最寄りの大仁駅や三島駅まで長女を車で送るなどの支援に当たるようになった。また、長女は、手足の冷えや身体硬直、過呼吸、失神など様々な症状の発作を起こしたり、通院治療後、かなりの疲労と高血圧、頻脈により起床できないことが度々あるため、その度に当選人が療養支援に当たる必要があり、その結果、平成23年頃から、当選人も長女が暮らす伊豆市堀切宅で滞在することが多くなっていた。

ちなみに、伊豆市堀切宅における電気、ガス及び水道の使用実績は、次のとおりである。

(7) 電気の使用実績

請求月	使用期間	使用量	料金
平成 26 年 10 月	平成 26 年 9 月上旬 ～ 平成 26 年 10 月上旬	351kWh	11,240 円
平成 26 年 11 月	平成 26 年 10 月上旬 ～ 平成 26 年 11 月上旬	518kWh	16,719 円
平成 26 年 12 月	平成 26 年 11 月上旬 ～ 平成 26 年 12 月上旬	610kWh	19,721 円
平成 27 年 1 月	平成 26 年 12 月上旬 ～ 平成 27 年 1 月上旬	939kWh	30,643 円
平成 27 年 2 月	平成 27 年 1 月上旬 ～ 平成 27 年 2 月上旬	907kWh	29,786 円
平成 27 年 3 月	平成 27 年 2 月上旬 ～ 平成 27 年 3 月上旬	683kWh	22,534 円
平成 27 年 4 月	平成 27 年 3 月上旬 ～ 平成 27 年 4 月上旬	556kWh	18,162 円
平成 27 年 5 月	平成 27 年 4 月上旬 ～ 平成 27 年 5 月上旬	374kWh	12,122 円
平成 27 年 6 月	平成 27 年 5 月上旬 ～ 平成 27 年 6 月上旬	336kWh	10,532 円
平成 27 年 7 月	平成 27 年 6 月上旬 ～ 平成 27 年 7 月上旬	417kWh	12,719 円
平成 27 年 8 月	平成 27 年 7 月上旬 ～ 平成 27 年 8 月上旬	509kWh	15,232 円
平成 27 年 9 月	平成 27 年 8 月上旬 ～ 平成 27 年 9 月上旬	377kWh	10,915 円
平成 27 年 10 月	平成 27 年 9 月上旬 ～ 平成 27 年 10 月上旬	360kWh	10,367 円
平成 27 年 11 月	平成 27 年 10 月上旬 ～ 平成 27 年 11 月上旬	624kWh	18,310 円
平成 27 年 12 月	平成 27 年 11 月上旬 ～ 平成 27 年 12 月上旬	753kWh	22,168 円
平成 28 年 1 月	平成 27 年 12 月上旬 ～ 平成 28 年 1 月上旬	888kWh	26,091 円
平成 28 年 2 月	平成 28 年 1 月上旬 ～ 平成 28 年 2 月上旬	840kWh	24,469 円
平成 28 年 3 月	平成 28 年 2 月上旬 ～ 平成 28 年 3 月上旬	790kWh	22,722 円

平成 28 年 4 月	平成 28 年 3 月上旬	～	平成 28 年 4 月上旬	511kWh	14,327 円
平成 28 年 5 月	平成 28 年 4 月上旬	～	平成 28 年 5 月上旬	363kWh	10,137 円
平成 28 年 6 月	平成 28 年 5 月上旬	～	平成 28 年 6 月上旬	398kWh	10,938 円
平成 28 年 7 月	平成 28 年 6 月上旬	～	平成 28 年 7 月上旬	479kWh	13,063 円
平成 28 年 8 月	平成 28 年 7 月上旬	～	平成 28 年 8 月上旬	495kWh	13,308 円
平成 28 年 9 月	平成 28 年 8 月上旬	～	平成 28 年 9 月上旬	487kWh	12,965 円
平成 28 年 10 月	平成 28 年 9 月上旬	～	平成 28 年 10 月上旬	370kWh	9,755 円
平成 28 年 11 月	平成 28 年 10 月上旬	～	平成 28 年 11 月上旬	619kWh	16,613 円
平成 28 年 12 月	平成 28 年 11 月上旬	～	平成 28 年 12 月上旬	697kWh	18,849 円
平成 29 年 1 月	平成 28 年 12 月上旬	～	平成 29 年 1 月上旬	867kWh	23,627 円
平成 29 年 2 月	平成 29 年 1 月上旬	～	平成 29 年 2 月上旬	732kWh	20,084 円
平成 29 年 3 月	平成 29 年 2 月上旬	～	平成 29 年 3 月上旬	681kWh	18,871 円
平成 29 年 4 月	平成 29 年 3 月上旬	～	平成 29 年 4 月上旬	416kWh	11,561 円

(注) 総務省家計調査(平成29年1～3月)によると二人以上の世帯(東海地方)の1箇月の電気代は12,048円である。

(i) ガスの使用実績

請求月	使用期間	使用量	料金		
平成 26 年 10 月	平成 26 年 9 月中旬	～	平成 26 年 10 月中旬	6.90 m <sup>3</sup>	5,703 円
平成 26 年 11 月	平成 26 年 10 月中旬	～	平成 26 年 11 月中旬	7.10 m <sup>3</sup>	5,809 円
平成 26 年 12 月	平成 26 年 11 月中旬	～	平成 26 年 12 月中旬	5.30 m <sup>3</sup>	4,856 円
平成 27 年 1 月	平成 26 年 12 月中旬	～	平成 27 年 1 月中旬	8.60 m <sup>3</sup>	6,603 円
平成 27 年 2 月	平成 27 年 1 月中旬	～	平成 27 年 2 月中旬	8.10 m <sup>3</sup>	6,076 円
平成 27 年 3 月	平成 27 年 2 月中旬	～	平成 27 年 3 月中旬	6.80 m <sup>3</sup>	5,430 円
平成 27 年 4 月	平成 27 年 3 月中旬	～	平成 27 年 4 月中旬	6.60 m <sup>3</sup>	5,330 円
平成 27 年 5 月	平成 27 年 4 月中旬	～	平成 27 年 5 月中旬	8.60 m <sup>3</sup>	6,324 円
平成 27 年 6 月	平成 27 年 5 月中旬	～	平成 27 年 6 月中旬	8.50 m <sup>3</sup>	6,274 円
平成 27 年 7 月	平成 27 年 6 月中旬	～	平成 27 年 7 月中旬	6.60 m <sup>3</sup>	5,330 円
平成 27 年 8 月	平成 27 年 7 月中旬	～	平成 27 年 8 月中旬	5.80 m <sup>3</sup>	4,933 円
平成 27 年 9 月	平成 27 年 8 月中旬	～	平成 27 年 9 月中旬	5.90 m <sup>3</sup>	4,983 円
平成 27 年 10 月	平成 27 年 9 月中旬	～	平成 27 年 10 月中旬	6.90 m <sup>3</sup>	5,479 円
平成 27 年 11 月	平成 27 年 10 月中旬	～	平成 27 年 11 月中旬	7.80 m <sup>3</sup>	5,927 円
平成 27 年 12 月	平成 27 年 11 月中旬	～	平成 27 年 12 月中旬	7.00 m <sup>3</sup>	5,529 円
平成 28 年 1 月	平成 27 年 12 月中旬	～	平成 28 年 1 月中旬	8.60 m <sup>3</sup>	6,324 円
平成 28 年 2 月	平成 28 年 1 月中旬	～	平成 28 年 2 月中旬	10.70 m <sup>3</sup>	7,367 円
平成 28 年 3 月	平成 28 年 2 月中旬	～	平成 28 年 3 月中旬	10.20 m <sup>3</sup>	7,119 円

平成 28 年 4 月	平成 28 年 3 月中旬	～	平成 28 年 4 月中旬	8.30 m <sup>3</sup>	6,175 円
平成 28 年 5 月	平成 28 年 4 月中旬	～	平成 28 年 5 月中旬	8.00 m <sup>3</sup>	6,026 円
平成 28 年 6 月	平成 28 年 5 月中旬	～	平成 28 年 6 月中旬	6.50 m <sup>3</sup>	5,281 円
平成 28 年 7 月	平成 28 年 6 月中旬	～	平成 28 年 7 月中旬	6.00 m <sup>3</sup>	5,032 円
平成 28 年 8 月	平成 28 年 7 月中旬	～	平成 28 年 8 月中旬	5.30 m <sup>3</sup>	4,685 円
平成 28 年 9 月	平成 28 年 8 月中旬	～	平成 28 年 9 月中旬	4.10 m <sup>3</sup>	4,088 円
平成 28 年 10 月	平成 28 年 9 月中旬	～	平成 28 年 10 月中旬	5.60 m <sup>3</sup>	4,834 円
平成 28 年 11 月	平成 28 年 10 月中旬	～	平成 28 年 11 月中旬	7.60 m <sup>3</sup>	5,827 円
平成 28 年 12 月	平成 28 年 11 月中旬	～	平成 28 年 12 月中旬	7.20 m <sup>3</sup>	5,628 円
平成 29 年 1 月	平成 28 年 12 月中旬	～	平成 29 年 1 月中旬	6.80 m <sup>3</sup>	5,430 円
平成 29 年 2 月	平成 29 年 1 月中旬	～	平成 29 年 2 月中旬	7.70 m <sup>3</sup>	5,877 円
平成 29 年 3 月	平成 29 年 2 月中旬	～	平成 29 年 3 月中旬	6.00 m <sup>3</sup>	5,032 円
平成 29 年 4 月	平成 29 年 3 月中旬	～	平成 29 年 4 月中旬	4.90 m <sup>3</sup>	4,486 円
平成 29 年 5 月	平成 29 年 4 月中旬	～	平成 29 年 5 月中旬	5.40 m <sup>3</sup>	4,734 円

(注) 総務省家計調査(平成29年1～3月)によると二人以上の世帯(東海地方)の1箇月のガス代は6,220円である。

(7) 水道の使用実績

請求月	使用期間		使用量	料金
平成 26 年 10 月	平成 26 年 7 月中旬	～ 平成 26 年 9 月中旬	25 m <sup>3</sup>	3,611 円
平成 26 年 12 月	平成 26 年 9 月中旬	～ 平成 26 年 11 月中旬	24 m <sup>3</sup>	3,566 円
平成 27 年 2 月	平成 26 年 11 月中旬	～ 平成 27 年 1 月中旬	22 m <sup>3</sup>	3,376 円
平成 27 年 4 月	平成 27 年 1 月中旬	～ 平成 27 年 3 月中旬	22 m <sup>3</sup>	3,376 円
平成 27 年 6 月	平成 27 年 3 月中旬	～ 平成 27 年 5 月中旬	22 m <sup>3</sup>	3,376 円
平成 27 年 8 月	平成 27 年 5 月中旬	～ 平成 27 年 7 月中旬	26 m <sup>3</sup>	3,756 円
平成 27 年 10 月	平成 27 年 7 月中旬	～ 平成 27 年 9 月中旬	27 m <sup>3</sup>	3,851 円
平成 27 年 12 月	平成 27 年 9 月中旬	～ 平成 27 年 11 月中旬	23 m <sup>3</sup>	3,471 円
平成 28 年 2 月	平成 27 年 11 月中旬	～ 平成 28 年 1 月中旬	19 m <sup>3</sup>	3,091 円
平成 28 年 4 月	平成 28 年 1 月中旬	～ 平成 28 年 3 月中旬	22 m <sup>3</sup>	3,376 円
平成 28 年 6 月	平成 28 年 3 月中旬	～ 平成 28 年 5 月中旬	20 m <sup>3</sup>	3,186 円
平成 28 年 8 月	平成 28 年 5 月中旬	～ 平成 28 年 7 月中旬	20 m <sup>3</sup>	3,186 円
平成 28 年 10 月	平成 28 年 7 月中旬	～ 平成 28 年 9 月中旬	22 m <sup>3</sup>	3,376 円
平成 28 年 12 月	平成 28 年 9 月中旬	～ 平成 28 年 11 月中旬	21 m <sup>3</sup>	3,281 円
平成 29 年 2 月	平成 28 年 11 月中旬	～ 平成 29 年 1 月中旬	19 m <sup>3</sup>	3,091 円
平成 29 年 4 月	平成 29 年 1 月中旬	～ 平成 29 年 3 月中旬	16 m <sup>3</sup>	2,806 円

(注) 下水道の使用実績なし。

(注) 総務省家計調査(平成29年1~3月)によると二人以上の世帯(東海地方)の1箇月の上下水道料は4,769円である。

(5) 当選人が三福の自宅から伊豆市堀切宅に転居した経緯

三福の自宅は昭和22年に建築されたもので老朽化が進み、平成23年頃には、当選人は、親族の工務店から家屋土台の一部が崩れていることを指摘されていた。上記(4)のとおり、当選人は、その頃から、伊豆市堀切宅で暮らす長女の療養支援を行うため伊豆市堀切宅で寝泊まりすることが多くなっていたが、その後、老朽化が甚だしくなった三福の自宅で生活することをやめて、伊豆市堀切宅に転居し、同所で長女と同居して暮らすようになった。そして、平成26年9月16日には、市議会議長あてに三福の自宅の老朽化のため改築することになったと称して、平成27年3月末日までの間だけ一時転居する旨の届出を行った。

(6) 当選人による三福の自宅建て替え計画実行の状況

当選人は、平成26年1月、三福の自宅前の道路が狭あいであり、そのままでは改築できない旨の報告を工務店から受けたため、伊豆の国市や静岡県と協議するなどした結果、当選人が所有する三福の自宅の建て替えについては、前面道路の中心線から2mのところまでセットバックすれば建築することは可能である旨の行政からの回答を受けた。ところが、当選人には、行政からの上記回答による方法で上記(5)の一時転居届の期限である平成27年3月末日までに建て替えをすることはせず、平成27年3月に至って、市議会議長に対し、更に半年後の平成27年9月までの間の一時転居を延長する旨の届出を行った。しかし、その後も、当選人は、建て替えを実行せず、現在に至るまで、三福の自宅の建て替えは実行されていない。ちなみに、一時転居延長の届出に記された期限である平成27年9月には、三福の自宅の建て替えではなく、三福の借家の賃借がされたことは後記(8)で述べるとおりである。

(7) 伊豆の国市議会における当選人の議員資格審査手続

平成27年6月25日に当選人に関する資格決定要求書が市議会議長あてに提出された。要求議員から提出された資格決定要求書では、当選人が平成26年6月17日以降、伊豆市堀切に居住しているとして市議会に諮られ、平成27年9月30日に資格審査特別委員会が設置された。同特別委員会では、地方自治法第127条による議員資格である被選挙権の有無を判断するものであるため、当時の任期である平成25年4月に執行された伊豆の国市議会議員選挙の3箇月前からを調査期間とした。

同特別委員会は、当選人は被選挙権を有しないとしたが、平成28年10月4日の市議会では、この特別委員会の報告を否決し、当選人は被選挙権を有するとの決定を受けた。

(8) 当選人が三福の借家を賃借した経緯

上記(6)の一時転居延長届出の期限である平成27年9月、その当時平成29年4月実施予定の次期市議会議員選挙に立候補することを決意していた当選人は、三福の借家を月5万円で賃借し、平成28年12月28日には三福の自宅から三福の借家に住民票を異動する旨を伊豆の国市長に届け出るとともに、平成29年4月9日には、三福の借家に選挙事務所を設置した旨の届出を行った。

(9) 当選人の三福の借家の利用状況

ア 電気及び水道の使用状況

当選人が賃借した後における三福の借家における電気及び水道の使用実績は、次のとおりである。

なお、三福の借家には、当選人が賃借した当時からガスは使用されていなかった。

(7) 電気の使用実績

請求月	使用期間	使用量	料金
平成 27 年 10 月	平成 27 年 9 月上旬 ～ 平成 27 年 10 月上旬	41kWh	1,295 円
平成 27 年 11 月	平成 27 年 10 月上旬 ～ 平成 27 年 11 月上旬	56kWh	1,928 円
平成 27 年 12 月	平成 27 年 11 月上旬 ～ 平成 27 年 12 月上旬	49kWh	1,793 円
平成 28 年 1 月	平成 27 年 12 月上旬 ～ 平成 28 年 1 月上旬	58kWh	1,960 円
平成 28 年 2 月	平成 28 年 1 月上旬 ～ 平成 28 年 2 月上旬	43kWh	1,660 円
平成 28 年 3 月	平成 28 年 2 月上旬 ～ 平成 28 年 3 月上旬	47kWh	1,721 円
平成 28 年 4 月	平成 28 年 3 月上旬 ～ 平成 28 年 4 月上旬	52kWh	1,790 円
平成 28 年 5 月	平成 28 年 4 月上旬 ～ 平成 28 年 5 月上旬	50kWh	1,761 円
平成 28 年 6 月	平成 28 年 5 月上旬 ～ 平成 28 年 6 月上旬	64kWh	1,981 円
平成 28 年 7 月	平成 28 年 6 月上旬 ～ 平成 28 年 7 月上旬	73kWh	2,120 円
平成 28 年 8 月	平成 28 年 7 月上旬 ～ 平成 28 年 8 月上旬	85kWh	2,295 円
平成 28 年 9 月	平成 28 年 8 月上旬 ～ 平成 28 年 9 月上旬	104kWh	2,594 円
平成 28 年 10 月	平成 28 年 9 月上旬 ～ 平成 28 年 10 月上旬	79kWh	2,170 円
平成 28 年 11 月	平成 28 年 10 月上旬 ～ 平成 28 年 11 月上旬	59kWh	1,839 円
平成 28 年 12 月	平成 28 年 11 月上旬 ～ 平成 28 年 12 月上旬	66kWh	1,967 円
平成 29 年 1 月	平成 28 年 12 月上旬 ～ 平成 29 年 1 月上旬	105kWh	2,643 円
平成 29 年 2 月	平成 29 年 1 月上旬 ～ 平成 29 年 2 月上旬	87kWh	2,357 円
平成 29 年 3 月	平成 29 年 2 月上旬 ～ 平成 29 年 3 月上旬	88kWh	2,402 円
平成 29 年 4 月	平成 29 年 3 月上旬 ～ 平成 29 年 4 月上旬	294kWh	7,302 円
平成 29 年 5 月	平成 29 年 4 月上旬 ～ 平成 29 年 5 月上旬	199kWh	5,120 円

(注) 総務省家計調査(平成29年1～3月)によると単身世帯(うち勤労者世帯)の1箇月の電気代は4,771円である。

(4) 水道の使用実績

請求月	使用期間	使用量	料金
平成 27 年 11 月	平成 27 年 8 月中旬 ～ 平成 27 年 10 月中旬	2 m <sup>3</sup>	2,736 円
平成 28 年 1 月	平成 27 年 10 月中旬 ～ 平成 27 年 12 月中旬	0 m <sup>3</sup>	2,626 円
平成 28 年 3 月	平成 27 年 12 月中旬 ～ 平成 28 年 2 月中旬	38 m <sup>3</sup>	6,473 円
平成 28 年 5 月	平成 28 年 2 月中旬 ～ 平成 28 年 4 月中旬	1 m <sup>3</sup>	2,681 円
平成 28 年 7 月	平成 28 年 4 月中旬 ～ 平成 28 年 6 月中旬	1 m <sup>3</sup>	2,681 円
平成 28 年 9 月	平成 28 年 6 月中旬 ～ 平成 28 年 8 月中旬	0 m <sup>3</sup>	2,626 円
平成 28 年 11 月	平成 28 年 8 月中旬 ～ 平成 28 年 10 月中旬	2 m <sup>3</sup>	2,736 円
平成 29 年 1 月	平成 28 年 10 月中旬 ～ 平成 28 年 12 月中旬	1 m <sup>3</sup>	2,681 円



平成 29 年 3 月	平成 28 年 12 月中旬	～	平成 29 年 2 月中旬	1 m <sup>3</sup>	2,681 円
平成 29 年 5 月	平成 29 年 2 月中旬	～	平成 29 年 4 月中旬	17 m <sup>3</sup>	3,562 円

(注) 総務省家計調査(平成29年1～3月)によると単身世帯(うち勤労者世帯)の1箇月の上下水道料は1,941円である。

#### イ 三福の借家の屋内の状況

三福の借家の屋内には、八畳間には事務机、パソコン等の什器備品類、仏壇が置かれているが、当選人が賃借した当時から、浴室、洗面室は故障して使用できず、ガスも使用されておらず、洗濯機も置かれていない。また、平成29年5月18日に伊豆の国市選挙管理委員会が検証した際には、押し入れのふすまがタンスに引っかかり、布団を押し入れから出すことが難しい状態であった。

#### ウ 当選人の供述内容

当選人は、三福の借家で寝泊まりをしており、本件選挙の前に寝泊まりした割合は4割から5割程度であったと供述しているが、その供述を客観的に裏付ける証拠資料はない。

他方、当選人は、平成29年5月18日に伊豆の国市選挙管理委員会が検証した際には、「選挙事務所の準備をしてからは、三福では寝泊まりはしていない。」「入浴は、堀切で済ませてから帰宅している。」「夕食は、外食とすることもあるが、自炊する場合でも、ほとんどが堀切でとっている。」「洗濯は堀切で行っている。」などと発言していた。

#### エ 当選人の長女の Usage 状況

上記(4)のとおり、当選人の唯一の近親者であり、伊豆市堀切宅への転居期間中同居生活をしていた長女は、長期にわたって伊豆市堀切宅で療養生活を送っており、当選人が三福の借家を賃借した後、長女が三福の借家に宿泊したことは一度もなく、当選人自身、三福の借家で長女と同居することは考えていない。

### 3 本委員会の判断

(1) 上記2に認定した事実を総合すれば、次の事情が明らかである。

ア 当選人は昭和43年に三福の自宅に転入した後、遅くとも平成23年頃までは同所に居を定めて日常生活を送っていたことが認められるものの、三福の自宅は新築後60年以上を経過して家屋の老朽化が甚だしくなったため、同家屋に居住することはできなくなったこと。

イ そのために、当選人は、平成26年9月16日、市議会議長に対し、三福の自宅の老朽化のため改築することになったとの理由で一時転居する旨の届出を行い、その頃には伊豆市堀切宅に転居し、その時点から伊豆市堀切宅で日常生活を送ると同時に、三福の自宅をはじめとして伊豆の国市内には居住しなくなったこと。

ウ 伊豆市堀切宅は、これを購入後、当選人の実母や妻の病気療養のために利用しており、当選人もこれら家族と一緒に同所で過ごすこともあった上に、長女が病気治療のための手術を受け、平成23年3月、新たな病気の診断を受けると、長女が伊豆市堀切宅に居住することになり、そのため、当選人は同所で長女に寄り添いその療養支援に当たるようになっており、その後、上記一時転居の届出を行うまでの間に三福の自宅を出て伊豆市堀切宅に転居したことが窺えること。

エ 三福の自宅を出て伊豆市堀切宅に転居した後、当選人が計画していたという三福の自宅の建て替え

は、それが不可能ではなかったにもかかわらず、現在に至るまで実行されず、その結果、当選人が一時的な転居としていた伊豆市堀切宅への転居から建て替えられた三福の自宅に戻っての居住再開の状態にはなっていないこと。

オ その間、市議会では当選人の議員資格の有無の問題が生じ、市議会において資格審査の手続が執られたこと。

カ そのように当選人の議員資格が問題とされている状況の中で、当選人は、平成27年秋頃、平成29年4月に実施される次期の伊豆の国市議会議員選挙に立候補することを決意し、支援者の勧めもあって、平成27年9月14日、三福の借家を賃借したが、平成28年12月28日まで住民票を異動せず、異動した際には、転居日を平成27年10月5日とする旨の届出を行ったこと。

キ 当選人は、三福の借家を賃借した後、平成29年4月9日に同所に当選人の選挙事務所を設置した旨の届出を行うとともに、実際にも選挙事務所として利用していたが、当選人の供述によれば、入浴、自炊する場合の夕食のほとんど、洗濯を伊豆市堀切宅で行っており、しかも、三福の借家で日常的に寝泊りしていたことを裏付ける客観的な証拠は存在せず、かえって、三福の借家に係る電気の使用量に関する客観的資料や三福の借家の住居としての機能性の乏しさ等の事情からすれば、同所で寝泊りしていたことに合理的な疑いを容れざるを得ないこと。

ク その反面、当選人が三福の自宅を出て伊豆市堀切宅に転居した平成26年10月から三福の借家を賃借した後の平成29年4月までの間における伊豆市堀切宅に係る電気、ガス及び水道の使用量にはさほど変化はなく、その使用量は同所に当選人と長女の二人暮らしに見合うものであり、当選人自身も、療養支援のために伊豆市堀切宅で長女と過ごすことが多い旨供述していること。

ケ 当選人の唯一の近親者である長女は、長期にわたって伊豆市堀切宅で療養生活を送っており、当選人も三福の借家で長女と同居することは考えておらず、実際にも、長女が三福の借家に宿泊したことは一度もないこと。

(2) これらの事情に照らせば、平成29年4月16日の時点で引き続き3箇月以上、三福の借家が当選人の生活の本拠たる実体を客観的に具備していたと認めることはできず、他に伊豆の国市内に当選人の生活の本拠たる実体を客観的に具備している住居も認められない。

(3) 当選人の主張について

ア 生活の本拠について

当選人は、「生活の本拠」であるかどうかは、当事者がその場所に定住している事実と、その場所に定住する意思があるかどうかを総合的に判断して決すべきであり、単にそこで寝泊まりしているか、飲食しているかといった狭い事実で判断されてはならないと主張した上で、当選人が政治活動その他の社会活動を伊豆の国市三福区内で行っていた事情、住民登録を伊豆の国市三福から異動していない事情、伊豆市堀切宅には、平成26年9月16日に一時転居届を提出し、その後平成27年9月14日に三福の借家を賃借するまで転居していただいただけであるといった事情を挙げて、当選人の生活の本拠が三福の借家に存在した旨の主張をしている。

そこで、この点について検討するに、上記2に認定した事実からは、当選人が昭和43年に三福の自宅に転入し、その後遅くとも平成23年までの長きにわたって伊豆の国市の同所に居を定めて日常生活

を送っていたこと、その間、平成17年からは伊豆の国市議会議員に立候補し当選し、その後4期にわたって同市議会議員等として活動し、かつ、現在に至るまで伊豆の国市に住民税等を納付し、地域の負担金等を負担するなどして同市内で日常的に政治活動等を行っていることが認められるが、生活の本拠たる実体を具備しているかどうかは、基本的には起臥寝食等の日常生活の中心がどこにあるかが重視されるべきであり、そのような起臥寝食の日常生活が送られているとは認められない場所において、それ以外の政治活動や社会活動等が行われているからといって、その事情のみをもって、その場所に当選人の生活の本拠たる実体を客観的に具備する住所があると認めることはできず、たとえ本人の定住の意思が伊豆の国市にあったとしても、当選人の上記主張は、理由がないというべきである。

#### イ 特別な事由について

また、当選人は、「特別な事由」があれば、伊豆の国市外で生活・居住することが認められると主張し、長女の病気療養支援を行う必要があるという事情及び三福の自宅の老朽化による改築計画を有しているという事情は特別な事由に当たるから、伊豆市堀切宅に居住しているとしても、当選人の住所が三福の借家にあることを左右するものではない旨の主張をしている。

しかしながら、本件期間において当選人の住所が伊豆の国市内にあったと認められるか否かは、客観的にみて、本件期間において当選人の起臥寝食等の日常生活の中心が伊豆の国市内にあったと認められるか否かによって判断されるべきであって、伊豆市堀切宅に居住する長女の病気療養支援を行うため、当選人の供述によっても本件期間の半数以上に及んで伊豆市堀切宅で起臥していたという事情は、一時的な事情であればともかく、少なくとも平成26年9月からは恒常的な事情であったことからすれば、当選人の住所が伊豆の国市内にあることを基礎付ける方向で働く特別の事由に当たらない。また、当選人が特別の事由として挙げる三福の自宅の老朽化による改築計画を有しているという事情は、当選人のいう三福の自宅建て替え計画に伴う当該建て替えまでの一時的な伊豆市堀切宅への転居であって、当選人の伊豆の国市内での定住の意思に変わりはないことを主張する趣旨であると善解されるところ、上記2に認定したとおり、当選人のいう三福の自宅建て替え計画は、それが具体化され実行された事実は認められず、かえって、伊豆市堀切宅への転居が延長され、その後、三福の自宅建て替えに代えて三福の借家を賃借する状況に至ったことが認められるのであって、上記のような事情をもって、当選人の伊豆の国市内に住所があることを基礎付ける特別の事由に当たるといえることはできない。当選人の上記主張も理由がないというべきである。

#### ウ 市議会における被選挙権を有する旨の決定について

なお、当選人は、当選人が平成28年10月4日の市議会で被選挙権を有する旨の決定を受けている旨の主張をしているが、上記市議会の資格審査と本件審査とはその審査の対象を異にしており、当選人の挙げる事情は、本委員会の上記判断に影響を与えるものではない。

## 4 結論

以上のことから、申立人のその他の申立ての理由については検討するまでもなく、当選人が本件期間において伊豆の国市内に住所を有する者であったと認めることはできないから、申立人の申立ては理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成29年9月15日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二